資料1

堺市自殺対策連絡懇話会開催要綱

令和８年４月１日制定

１　目　　的

本市における自殺対策について、有識者、市民等から広く意見を聴取するため、堺市自殺対策連絡懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

２　意見を聴取する事項

(1) 自殺対策の推進に関する事項

３　構　　成

懇話会は、次に掲げる者のうち、市長が依頼する１５人以内の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(1) 医師、保健師その他これらに類する者

(2) 学識経験者

(3) 民生委員児童委員

(4) 警察その他の行政機関に属する者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

４　座　　長

(1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選により定める。

(2) 懇話会の会議（以下単に「会議」という。）は、座長が進行する。

(3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

５　関係者の出席

市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

６　会議の公開

(1) 会議は、公開するものとする。

(2) 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、堺市懇話会の傍聴に関する要綱（令和２年制定）の定めるところによる。

７　会議録

市長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議に出席した構成員の氏名

(3) 会議の内容

(4) 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

８　開催期間

令和８年６月１日から令和９年３月３１日までの間とする。

９　庶　　務

懇話会の庶務は、精神保健課において行う。